

福井市環境パートナーシップ会議設置要綱

(設置)

第1条 福井市の潤いのある豊かな自然を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球規模の環境問題にも対応するには、市民一人ひとりが環境に関する知識を習得し、行動することが大切であるため、福井市環境基本条例第27条の規定に基づき「福井市環境パートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 パートナーシップ会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境学習・環境教育からの人材育成に関すること。
- (2) 環境イベントの開催に関すること。
- (3) 環境活動の普及・啓発に関すること。

(組織)

第3条 パートナーシップ会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員35名以下で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境保全に関心の高い市民
- (3) 市民団体の関係者
- (4) 環境保全に関心の高い事業者（ISO14001 認証取得企業等）
- (5) 市行政の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員改選以外で委員を希望する同条第1項該当者においては、パートナーシップ会議で審議し、適当と認める者を委員として委嘱又は任命するものとする。ただし、任期は次の改選までの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 パートナーシップ会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、全体会で委員の互選により定める。

3 会長は、パートナーシップ会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事)

第5条 パートナーシップ会議に監事2名を置く。

2 監事は、全体会で委員の中から選任する。

3 監事は、会計の執行状況を監査する。

4 監事は、前条で定める会長及び副会長と兼ねることはできない。

(全体会)

第6条 第2条の所掌事務を進めるため、すべての委員で構成する全体会を置く。

2 全体会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長が必要と認めるときは、全体会に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 パートナーシップ会議の会議は、すべて公開とする。

(事務局)

第8条 パートナーシップ会議の庶務及び会計事務を行うため、市民生活部環境事務所環境課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、市民生活部環境事務所環境課長をもって充てる。

(事業年度)

第9条 パートナーシップ会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第10条 パートナーシップ会議に要する経費は、市からの負担金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。